

WEB営業活動強化支援事業 支援企業募集要領

第1 事業の概要

1 目的

本事業は、県内の中小企業者・小規模企業者（以下、「県内企業」という）が、自らが保有する技術や製品・事業概要等の情報を積極的に発信するための動画作成を機構が支援することで、県内企業の販路開拓・取引拡大の促進に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

全国の優れた技術や商品を求める企業等に向けて、県内企業の持つ技術力や自社製品を紹介する動画の作成を支援するため、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下、「機構」）に登録されている専門家を派遣する。また、作成した動画を機構のホームページに掲載することで、県内企業の保有する技術や製品の情報を広く発信する。

（1）動画の作成支援

- | | |
|--------|--|
| イ 支援内容 | 機構に登録された専門家を派遣し、作成における全体的なアドバイス、動画の撮影、編集作業の支援を行う。 |
| ロ 動画仕様 | 視聴対象者 優れた技術や商品を求める企業等
内容 会社概要や商品・技術のPR、加工・製造風景等
動画時間 各社3分程度
活用方法 企業が営業活動で使用 |

（2）PR動画のホームページ掲載

県内企業が作成した動画を機構ホームページ特設サイトにて公開する。

3 対象企業

本事業において支援の対象とする者は、宮城県内に事業所を有し中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びそれらで構成する団体並びに同法第2条第5項に規定する小規模企業者及びそれらで構成する団体で、県内において製品を製造（設計・企画を含む）している者で、以下の条件を満たす者とする。

- （1）労働基準法（昭和22年法律第49号）等労働関連法令に違反がない企業
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でない企業
- （3）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者

- 等, その経営に関与する者が, 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と関係を有している者でない企業
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でない企業
 - (5) その他公序良俗に反するおそれのある商品・サービス等を提供する事業者でない企業

第2 応募手続

1 提出期限・提出先等

(1) 提出期限

令和3年6月9日(水)午後5時必着

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。

(3) 提出先

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14番2号

公益財団法人 みやぎ産業振興機構

支援希望に応じ、以下のいずれかへ送付すること。

イ 事業支援課(自社製品の販路拡大に関すること)

ロ 取引支援課(技術紹介による取引拡大に関すること)

2 提出書類

(1) WEB営業活動強化支援申込書(様式1)

(2) 暴力団でない旨の誓約書

(3) その他機構が求める資料(会社案内パンフレット等)

3 支援企業の負担

- (1) 支援の決定を受けた県内企業(以下「支援企業」という。)は、支援対象として選出された場合には、専門家の謝金の額の2分の1(小規模企業者については3分の1)に相当する額を負担することとする。
- (2) 前項の負担金は、機構からの請求に基づき、機構が指定する期日及び金融機関に、その全額を一括して前納することとする。

4 その他留意事項

- (1) 撮影のための現場環境の整備、テロップ内容の検討、ナレーションの作成などは企業が行う必要があるため、応募にあたっては企業内外の関係者との調整を十分に行い、合意形成を図ること。特に設備等の撮影及び公開の可否については、取

引先も含め、入念に調整を行うこと。

- (2) 専門家の派遣は、支援決定後順番に行うため、動画の完成期限を保証できるものではないこと。
- (3) 作成する動画は事業完了をもって完成とし、以後修正を加えたい場合等は支援企業と専門家にて協議すること。なお、事業完了とは支援企業が「WEB 営業活動強化支援報告書」（様式 6）及び完成した動画を提出し、機構が動画内容の検収を終了したときとする。
- (4) 作成した動画は、機構のホームページで期間を定めず公開するほか、目的の範囲内で支援企業が自由に使用できるものとする。
- (5) 動画の作成支援の実施に関して支援企業又は専門家に天災や事故等による損害が生じて、機構はその責を負わないこととする。

第 3 支援企業の選定

1 選定方法・事業スケジュール（予定）

提出された書類に基づき、次のとおり審査・作成を行うことを予定している。

項目	内容	時期
内部審査	事業目的及び事業内容への適合性等の書類審査	6月上旬
対象企業の決定	内部審査の審査結果等を踏まえ、対象企業を決定	6月中旬
審査結果通知・負担金請求	応募企業へ審査結果、及び選定された支援企業へは負担金請求書を通知	6月下旬
動画作成に係る取材	動画作成にあたり専門家が企業訪問の上、取材及び動画撮影等を実施	6月下旬以降
情報発信	作成した動画の公開・活用開始	随時

2 選定企業数

- (1) 自社製品の販路拡大 10社
- (2) 技術紹介による取引拡大 10社

第 4 応募に関する問い合わせ

公益財団法人 みやぎ産業振興機構

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14番2号

- (1) 自社製品の販路拡大に関すること：事業支援課

電話 022-225-6697

FAX 022-263-6923

メール soudan@joho-miyagi.or.jp

(2) 技術紹介による取引拡大に関すること：取引支援課

電 話 0 2 2 - 2 2 5 - 6 6 3 7

F A X 0 2 2 - 2 1 3 - 9 7 3 4

メール biz@joho-miyagi.or.jp